

朝 監 第 25 号
平成 29 年 8 月 23 日

朝来市長 多次 勝 昭 様

朝来市監査委員 松 田 理 明
同 太 田 則 之

地方自治法に基づく決算審査意見書の提出について

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された次の決算について、別紙のとおり意見を付けて提出します。

記

- 1 審査に付された決算
平成 29 年度朝来市と畜場特別会計決算

決算審査意見書

1 審査の対象

平成 29 年度朝来市と畜場特別会計歳入歳出決算
(特別会計廃止に伴う打切決算)

2 審査の期間

平成 29 年 7 月 18 日から同年 8 月 22 日まで

3 審査の方法

市長から提出された平成 29 年度と畜場特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合点検を行い、必要に応じ関係課からの説明を聴取し、決算の正確性、予算執行の適確性について審査した。

4 審査の結果

平成 29 年度と畜場特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書については、いずれも法令に準拠して作成されており、計数は正確であり、決算の内容、予算執行状況についても適正であると認めた。

5 決算収支の状況

(単位：円・%)

| 区 分 | | 平成 29 年度 (A) | 平成 28 年度 (B) | 比較増減 | |
|---------|--------|-----------------|-----------------|-----------|--------|
| | | | | (A) - (B) | 増減率 |
| 予算現額 | | 10,400,000 | 4,600,000 | 5,800,000 | 126.1 |
| 歳 入 | 調定額 | 13,312,589 | 6,774,759 | 6,537,830 | 96.5 |
| | 収入済額 | 13,312,589 | 6,774,759 | 6,537,830 | 96.5 |
| | 財産収入 | 0 | 19,600 | △19,600 | △100.0 |
| | 繰入金 | 10,257,763 | 4,467,400 | 5,790,363 | 129.6 |
| | 繰越金 | 3,054,826 | 2,287,759 | 767,067 | 33.5 |
| | 収入率 | 100.0 | 100.0 | — | — |
| 歳 出 | 支出済額 | 10,254,745 | 3,719,933 | 6,534,812 | 175.7 |
| | 衛生費 | 10,254,745 | 3,719,933 | 6,534,812 | 175.7 |
| | 予備費 | 0 | 0 | 0 | — |
| | 翌年度繰越額 | 0 | 0 | 0 | — |
| | 不用額 | 145,255 | 880,067 | △734,812 | △83.5 |
| | 執行率 | 98.6 | 80.9 | — | — |
| 歳入歳出差引額 | | 3,057,844 | 3,054,826 | 3,018 | 0.1 |

収入済額の内訳は、一般会計繰入金 300 万円、地域産業活性化事業基金繰入金 725 万 7,763 円、前年度繰越金 305 万 4,826 円である。

支出済額の内訳は、と畜場管理費に属する修繕料 203 万 4,000 円、備品購入費 96 万 2,982 円、一般会計繰出金 725 万 7,763 円である。

上記のうち、地域産業活性化事業基金繰入金は、と畜場特別会計に係る基金を廃止したものであり、一般会計繰出金は、基金の積み替えを行うものである。

歳入歳出差引額 305 万 7,844 円は、朝来市食肉センター条例を廃止する等の条例（平成 29 年朝来市条例第 24 号）附則第 4 項の規定により、一般会計に帰属した。

6 むすび

朝来市と畜場特別会計は、朝来市食肉センターの廃止に伴い、平成 29 年 7 月 1 日をもって廃止された。

朝来市食肉センターは、昭和 48 年に設置された和田山町と畜場を受け継いだものであるが、開設から 40 年以上が経過し、施設の老朽化が著しく、また、衛生面での適切な維持管理も極めて困難となった。

これを契機として、施設の改修を行うとともに、新たな経営組織を設立することとなり、同センターは廃止されるに至った。

今後、但馬 3 市 2 町等協力の下に新たな経営組織を立ち上げ、施設の改修を実施し、平成 31 年 4 月に新たなと畜場として操業を開始する予定となっている。